

児童虐待防止対策の主な取組み（国作成資料より）

【施策の方向性】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【主な取組・対応】 児童虐待防止対策について、国は、平成28年及び平成29年法改正、緊急総合対策、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）等により累次の総合的な対策を講じてきた。

○市町村における相談体制の強化

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村における虐待相談の拠点）の設置促進（新プランに基づき、2022年度末までに全市町村で設置）

○相談窓口等の周知・啓発の推進

- ・全国共通ダイヤル(189)の無料化

○乳幼児健診未受診者、未就園児等の緊急把握の実施

○児童相談所の体制強化等新プランによる体制強化

- ・児童福祉司の約2,000人増などの大幅増員
- ・児童福祉司に加え、児童心理司、保健師など専門職の増員

○子育て世代包括支援センターの全国展開

- ・市町村への子育て世代包括支援センター設置促進（2020年度までに全市町村で設置）

○中核市・特別区における児童相談所の設置促進

- ・現在は都道府県・政令指定都市は児童相談所必置
- ・中核市・特別区は任意設置
- ・中核市・特別区に対する児童相談所の設置支援 等

○家庭への復帰支援

- ・一時保護等の措置解除時の保護者等への相談支援

○家庭養育の推進

- ・里親委託の推進（里親を育成・支援する機関への補助の拡大）
- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの推進（職員配置の拡充）

○自立支援

- ・施設等の高校生の進学のための支援の充実（補修費の引上げ）
- ・児童養護施設を退所した後の生活支援のための貸付事業の実施 等